

第1回岐阜県登山届出促進検討会議 発 言 要 旨

○日 時：平成26年10月31日（金）13：30～15：40

○会 場：飛騨・世界生活文化センター（高山市内） 食遊館2F 会議室2

○発言概要

（事務局）

本日の検討会議を始める前に、去る9月27日の御嶽山噴火で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、1分間の黙とうを捧げたい。

＜黙とう＞

只今から「第1回岐阜県登山届出促進検討会議」を開催する。

会議終了後、簡単な議事要旨を作成するため、後日、出席者全員への確認の協力をお願いしたい。

はじめに危機管理部長からご挨拶申し上げます。

（危機管理部長）

本日はご多用のところ、急な会議にもかかわらずご出席いただき感謝申し上げます。

戦後最大の被害をもたらした御嶽山の噴火では、亡くなられた方が57名、今なお行方不明の方が6名、また、岐阜県側に下山された方のうち19名が負傷されている。犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

また、噴火以降、県警本部や山岳警備隊、消防関係者、地元遭難対策協議会、地元市、関係者の皆様には迅速な対応をしていただいた。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

若干時間をいただき、御嶽山の噴火を受けて、国や岐阜県がどのような取り組みをしているのかご説明申し上げます。まず国においては、去る28日に国の御嶽山噴火非常災害対策本部会議が開催され、今後、国の中央防災会議の中で「火山防災対策推進ワーキンググループ」を設置し、火山防災の観点から今年度末までに様々な対策をパッケージで打ち出すこととなった。この中で、緊急的に取り組む対策としては、常時観測47火山全てについて火山防災協議会を設置することや、登山者や旅行者に対する適切な情報提供と安全対策として、地方公共団体に対して、火山における登山届の位置付けの明確化を働きかけることなどが方向性として示されている。

岐阜県内では、5つの活火山の中で、焼岳と御嶽山については火山防災協議会が設置されているほか、火山ハザードマップの作成や噴火警戒レベルの運用がなされているところ。一方、乗鞍岳や白山はこれから作業が必要となってくる。また、御嶽山については、火山防災協議会が岐阜県、長野県それぞれで設置されていることから、合同協議会が設立できないか協議をしているところ。

今回の御嶽山の噴火において登山届の提出が迅速な搜索救助に高い効果があり、全国の他の自治体でも義務化の検討に向けた動きがみられる中、古田岐阜県知事からも県内5つ

の活火山について、登山届の提出義務化を含めた届出促進対策を取り急ぎ取りまとめること、併せて、シェルターの設置をはじめとする総合的な活火山対策を講じるよう指示があり、県警本部や関係部署と連携し2つの検討チームを発足したところ。

1つ目は「火山防災対策検討チーム」で、今後、火山対策全般を検討するため、地元の火山防災協議会など早急に体制を整えるよう11月中に日程調整を進める。さらに、11月1日からは県防災課内に「火山防災対策係」を新設し、11月中旬には火山の専門家を交えた検討会議を設置する予定。

2つ目は「活火山登山届出促進検討チーム」で、登山届の提出促進について議論を重ねてきた。

登山届の提出義務化については、7月に「岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例」を制定し、12月1日からの施行に向けて準備を進めているところ。

この条例の基本的な考え方を改めて申し上げたい。登山届の提出を条例で義務化するのは、登山届の作成を通して登山者に必要な事前準備を徹底してもらい事故防止につなげること、及び季節により過料の適用範囲を区分けすることで特に危険なエリアを明示することの2点を狙ったもの。

活火山においても、目の前の危険に対応するために速やかに対応を講じるべきであると考えている。登山届の提出はあくまでも火山防災対策の一つであり、単に登山届の義務化のみではなく、シェルターの設置なども含めた様々な火山防災対策を総合的に取り組んでいく中で、登山者の安全に登山を楽しんでいただく権利を守ることである。

こうした観点から、本日は登山届のあり方について、忌憚のないご意見をよろしく願いたい。

(事務局)

この会議のメンバーは今年1～3月に開催した「岐阜県山岳遭難防止対策研究会」をベースにしているが、委員の紹介はお手元の名簿に代えさせていただく。なお、朝日大学の木下先生は本日急遽、所要のため欠席されると連絡をいただいた。

会議の開催趣旨は火山防災対策、とりわけ、登山届の提出促進について皆様からご意見をいただくことを目的に開催するもので、ご覧のように会議は公開とさせていただく。

当会議の意見交換の際の座長を決めさせていただきたい。事務局としては前回の遭難防止対策研究会と同様、木下委員に座長をお願いしたいと考えているが、いかがか。

<異議なしの声 多数>

ご異議がないようなので、座長には木下委員に就任いただき、会議の進行をお願いする。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

本日の座長を務めさせていただくので、ご協力の程、よろしくお願いする。日頃は私も登山者にご配慮をいただき感謝申し上げます。

今回の御嶽山の事故は従来の遭難事故とは異なったパターンで発生しており、遭遇した

方々にはお気の毒というほか言葉が見当たらず、心が痛むばかり。御嶽山に私は今年2月、4月、7月の3回、頂上まで登っており、この時は運が良かったというほかない。

県警、消防、地元の遭難対策協議会の方、大変ご苦勞様であった。噴火時における身を挺しての捜索活動をテレビ等で拝見した。大変な様子を見て県民のみならず全国の方がその活躍に感銘を受けたのではないか。また、遭難された方々は誠にお気の毒ではあるが、世間は今回の噴火を通して、遭難というものの社会的影響を再認識されたのではないかと思っている。

前置きが長くなったが、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<配付資料に基づき説明>

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

今回の検討会議では、活火山における登山届の提出義務化について検討を行うこととする。

先ほど報告があったとおり岐阜県も御嶽山の災害を受け、ハード面・ソフト面の対策を講じているわけだが、その一環としての活火山における登山届の提出義務化だと理解している。

只今の事務局からの説明に対する質問やご意見があれば、ご発言願いたい。

(松林委員・高山市朝日支所長)

噴火警戒レベルについて、御嶽山についてはレベル3が火口から4kmだが、焼岳については2kmとなっている。違いは何か。

(事務局)

国交省、気象台、県、市町村等にて構成される各協議会の中で協議を行い、これに基づきハザードマップを作成し、噴火警戒レベルを運用していくもの。

なお、山ごとによってシナリオによるシミュレーションを行い想定した結果、噴石等の危険性は山によって異なる。例えば、3kmであったり10kmであったり違いが出てくる。地元市町村も入りつつ専門家の意見も踏まえて協議会の中で積上げて、それぞれの山で定めていくことになる。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

ハザードマップに基づく設定ということである。焼岳については、温泉街の中ほどまでが2kmのエリアとなる。

(二村委員・下呂市観光商工部長)

噴火警戒レベルについて、単純にエリアに円を描いただけに見えるが、今後このエリア

が変わってくることはあるのか。

(危機管理部長)

エリアが今後変わってくるかどうかについては、現時点では何とも申し上げられない。ただ、今後、仮に御嶽山のハザードマップが見直されることになり、このエリアが変わったとした場合には、それにあわせて条例の範囲を見直すことが前提となってくる。

エリア設定の考え方については、北アルプス地区について言えば北アルプス地区全体を条例の対象にしている訳ではなく、地元や山岳関係者の方々に相談し、その中でも危険なエリアを条例の対象として設定している。その中でも特に危険なエリアについては、過料の適用エリアとして設定したところ。

今回の活火山については、エリア設定の根拠となるものがないため、ハザードマップに基づくエリア、いわゆる危険なエリアを条例の対象エリアとした。

繰り返しになるが、ハザードマップが見直された場合は、これにあわせて条例の対象エリアの見直しも行いたいと考えている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

現在のハザードマップに基づくエリア設定であり、今後の変更もあり得るということである。

(松田委員・高山市上宝支所長)

資料2の過料について、焼岳の想定火口についてどこを想定火口としているのか教えていただきたい。

(事務局)

想定火口については、噴火警戒レベルあるいはハザードマップに基づいて定めることとする。具体的に文章だけで定めることは困難なため、精巧な地図等で示していくことになる。いずれにしても気象庁が作成する資料で示しているものに相当するものが想定火口だと考えている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

他に意見がなければ、事務局が作成した活火山に対する条例の素案について意見を頂戴したい。

(袖垣委員・岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会副会長)

焼岳、乗鞍山、アカンダナ山が北アルプス地区にはあるが、アカンダナ山はレベルが低いそうである。

ただ、焼岳については、先日も上空偵察を行った結果、色んなところから噴煙が上がっ

ており、昨年までと違うように感じた。このようなこともあり、この検討会議の中では、御嶽山、焼岳はもちろん、白山や乗鞍岳についても登山届の提出が必要だという考えの下、検討を進めたらどうか。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

御嶽山、焼岳のみでなく、白山や乗鞍岳についても登山届の提出義務化を検討したらどうかというご提案に対してどうか。

(危機管理部長)

活火山であり危険性があるということでは白山や乗鞍岳も同様の認識である。ただ、範囲の設定については、ハザードマップによって明確に危険エリアが示されている活火山は御嶽山と焼岳しかない。これらについては、早急に対応すべきだと考える。

また、白山と乗鞍岳についても、正確にいつまでには明言はできないが、隣接県とも同様に対策を進めていることで意思確認ができています。

ただ、国交省のハザードマップ、気象庁の噴火警戒レベル等のデータが揃ってこなければ、なかなか進められないことも現実であるため、こういった作業については来年度中に形にできないかと考えています。ハザードマップ作成等危険エリアが明確になってきた段階で、条例の対象エリアの追加設定を進めていきたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

白山と乗鞍岳の危険性についても認識しているものの、範囲の設定の根拠がないため、ハザードマップの作成後に進めていくということである。

(滋野委員・(一社)奥飛騨温泉郷観光協会副理事長)

12月から施行される北アルプス地区における条例についても長野県との調整をしてきたと思うが、今回検討している条例についても長野県との調整を行っていくのか。

(危機管理部長)

両県の足並みを揃えて登山届の提出義務化を進めていきたいと考えています。ただ、岐阜県としては、危険性がわかった以上、まずは御嶽山と焼岳について早急に条例化を進めたいという意向について、電話等で長野県にも伝え、また、一方で顔を合わせて我々の考え方をきちんと伝えるため、今週の初めには長野県の観光部長に面談のうえ、丁寧に説明したところである。

なお、長野県についてはどういった形で条例化を進めるかについては決まっていない状況で、長野県の考え方としては、県内の山全体について登山届の提出義務化も含み、また、様々な安全対策も含んだ総合的なものを検討されているとのこと。この点で岐阜県のように危険なところをまず早急に進めるという考え方ではないと聞いている。

また、長野県のスケジュール的なものも確認はできていないものの、長野県としても方向性をはっきりと示していただき、調整事項があれば、岐阜県としては労を惜しまず対応を進めていきたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

長野県とは順次調整していこうということである。

一昨日の新聞に長野県知事が登山届の提出義務化について前向きに検討していきたいとの記事があったが、両県で調整しながら進めていただいているとのことである。

案については、いかがか。

(滋野委員・(一社)奥飛騨温泉郷観光協会副理事長)

案については、このような形で良いかと思うが、具体的な中身については今後、検討していく部分もあるだろう。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

袖垣委員についても内容については案のような形で良いか。

(袖垣委員・岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会副会長)

良いだろう。御嶽山の噴火による風評被害もあったかと思うが、登山届の義務化を進めることでの風評被害もあるのではないか。このあたりは慎重に進める必要があるかもしれない。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

登山届を義務化することで登山客や観光客にマイナスイメージが無いとは言えないかと思うがそのあたりはどうか。

(危機管理部長)

御嶽山の噴火直後は、下呂市及び高山市の観光産業への影響があったと聞いている。今現在は落ち着いてきているものの、濁河あたりでは、まだ厳しい面があるのではないかと感じている。

一方、活火山にかかる条例の制定についての風評被害については、私たちも心配している。ただ、一方で、生命を守るという考え方のもと、安全登山に向けた対策の一つとしてこの条例を制定する必要があると考える。

また、これと合わせ登山届の義務化のみでなく、安全に登山していただけることについて総合的に情報発信を進める必要があると認識している。このあたりの情報発信についても行っていきたいと考えている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

登山の届出のみならず総合的に情報発信していくことで、安全な場所であることを理解してもらい安心して来てもらうことにつながるということ。

(竹腰委員・北アルプス飛騨側登山道等維持連絡協議会長)

北アルプスの条例も活火山の条例も登山者の安全を第一に考えていると思う。なお、御嶽山の今回のエリア設定については、火口から4km や1km の場所が現地ではわかりづらいため、今後の運用の中で、ある程度、明確化しながら進めていくことが必要だろう。

焼岳についても、エリアと言っても登山道から入ってくるルートしかないが、長野県側からも含め色んなルートから入ってくる人がいる。エリアを認識させるためには、今後、運用に向けて、ある程度、具体的な対策が必要となる。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

北アルプス地区では滝谷や穴毛谷は岩場へ入っていく点でエリアとしての登山者の認識が可能だが、焼岳については登山道であるためエリアの設定を明確にする必要があるかもしれない。

焼岳は日本100名山にもなっており、長野県の中ノ湯登山口から入ってくる登山者が7割程度いると思われる。この点で長野県との調整は必要となってくる。

(危機管理部長)

条例の制定後にいかに実効性のある管理・運用ができるかが非常に重要であると認識している。

また、焼岳、御嶽山について長野県側の登山口から入る登山者へのエリア設定の周知は非常に重要だと考える。併せて、岐阜県側の御嶽山の3つの登山口でのエリアの周知や五ノ池小屋等での周知等、様々な方法で周知を行う必要がある。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

御嶽山について言うとハザードマップの1km といっても、長野県側が大半になってくる。このことから規制区域の表示については長野県側との調整をしつつ行った方が良い。

(土川委員・下呂市小坂振興事務所長)

条例をつくってエリアを設定して登山届を出させることは大変良いことであるが、実際、過料の話となった場合、長野県側から入った人に岐阜県に入ったからということで過料をとることができるのか。

また、登山届を提出しているかどうかについてどのようにチェックをするのか。

(事務局)

北アルプス地区における条例についても同じ状況であるが、長野県側から入り岐阜県側に入った場合は、条例の適用の対象となる。

(二村委員・下呂市観光商工部長)

そうではあるが、御嶽山の登山者のうち、長野側からの入山者が9割以上。長野県との調整は今現在、行う必要があるのではないかと。長野県と協力しないと周知もできないのではないかと。

(事務局)

北アルプス地区でも同様のことが言え、現在、長野県に条例へのご理解をお願いしている。条例の周知に向け、関東や関西でもPRを重ねるほか、長野県でもPRをさせていただくことをお願いしているところ。

長野県と連携した登山届の有無の確認方法の一つとしては、長野県側から推奨されたオンラインの登山届受理システム「コンパス」への登山届出を確認できるよう、システムを管理運営する日本山岳ガイド協会と協定を締結した。これにより、長野県経由で岐阜県側に入る登山者のうち、コンパスに登録した方については、情報の共有が可能となる。

また、登山届の確認方法としては、御嶽山での体制については今後詰めなければいけないが、登山届を提出した証を登山口で受け取ってもらう仕組みや、指導員の増員等によるパトロールの強化などを考えている。

過料を取るための条例ではなく、登山者の事前準備の徹底や安全登山を楽しんでもらうことが狙い。こうした考えから山ごと、あるいは、市町村ごとに運用を詰めさせていただきたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

確かに、長野県との調整が必要な点、北アルプス地区と共通する問題であるが、北アルプス山岳遭難防止条例は登山者の安全確保のために岐阜県が先行して取り組んだもの。当初は長野県との差もあるが、過渡期の問題で、徐々に埋まっていくのではないかと。県にはしっかりとPRして取り組んでほしい。

また、御嶽山は長野県からの登山者が圧倒的に多いが、これは元々、江戸時代から続く御嶽講の登山者も寄与している。一方、岐阜県からの登山者による五ノ池小屋の評判・人気は良く、最近では若者の登山も増えているようである。

(高原委員・高山市観光課長)

観光の観点、防災の観点からということで申し上げたい。

今の時期に、御嶽山に対しても登山届の義務化を12月から施行される条例に合わせて図りたいということかなと思うが、はたして今回のような噴火災害に対しても登山届義務

化が登山者の被害を未然に防ぐことができるかという点と違うのではないかと。ハザードマップがあるから義務化の対象にする、ハザードマップがないから今後検討しますというのではなく、活火山は危険だから周知する、前の研究会では遭難対策で登山届を義務化しようということだった。白山、乗鞍岳も同じ活火山で、なぜ今回、義務化しないのか。

安全性の確保をしっかりと検討して、岐阜県から登れば安全であることをもっと強化した方法を考えないと、このままでは長野県の方から登る人が増えるだけではないか。同等の活火山と一緒に検討された方がいいのではないかと。

(木下委員・岐阜県山岳連盟会長)

白山と乗鞍岳については、専門家の方がハザードマップを作っておられるエリアではない。追って検討されるということ。同時に進めればよいが今回は間に合わないということ。既にハザードマップがある部分からやっというお考え。

登山届の意味は、事前にリスクを減らすために自分の計画を見直すという重要な部分があるが、活火山については比較表にもあるように届出の内容は一緒であるが意味合いが違う。突発的に災害が起きた場合に、今回のような一から搜索をしないではいけない、家族もどこに行ったからわからない、これではいけないということである。北アルプスとは意味合いが違うと理解された方がよいのではないかと。目的は安否確認や搜索救助活動の迅速化であると私は理解している。事務局はどう考えているか。

(事務局)

座長のおっしゃるとおり考えている。登山届は事前準備の徹底を図るということを登山届を出すことで自ら知ることができる。突然の噴火、万が一の場合の搜索救助の迅速化につながることも重要。この間、盛んに報道されてきたこと。

ハザードマップがあるからエリアを特定するというのではなく、エリアを設定する際に危険性を表しているハザードマップのエリアを参考に設定している。5つの活火山について、ハザードマップ作成に向けたそれぞれ協議の進捗度が異なる。本来なら全部一緒に設定すべきではないかという話もあるが、やれるところから人命尊重で、御嶽山及び焼岳を先行してやっということ。

(危機管理部長)

火山の場合は、火口からどこまで離れたところが危険なのかということの設定しかないということで、危険なエリアを設定したのがハザードマップであるから、今回、条例の対象エリアにさせていただくもの。

4月1日から条例を施行したいというのが案。来年の春山シーズンまでにきちんとした体制をとっていきたい。それに向けてPRをしていく。そうであれば、12月県議会に諮っていかないと春山に間に合わない。

高山市さんにもご協力をお願いしたいのは、乗鞍岳、白山のハザードマップの作成の際

にはスピード感をもって行っていただきたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

白山については、しっかりとした登山届の受付スペースがある。体制が整っている。

乗鞍岳については、観光客がどんどんくる。センターにポストがあるが、ここはなかなか届出がなされていない気がする。

火山はいつ噴火するかわからない。危機管理上、急いだ方がいいという部分もある。登山者の安全を確保するためにはスピード感を持って対応した方がよいというお考えではないかなと思っている。

(高原委員)

いつ爆発するかわからないという心配があるのであれば、白山や鞍岳も同じで、同じ条件のところに対しては、一斉に実施した方がいいのではないかな。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

危機管理部長さんも言われたとおり、追って検討していくということ。明確な危険エリアがわかっている山から手をつけていくということ。ご理解をいただければと思う。

(竹腰委員・北アルプス飛騨側登山道等維持連絡協議会長)

長いこと遭対協に関わってきているが、常に思うことがある。

今回御嶽山が噴火して、県で条例をつくるのがクローズアップされて、こういう研究会をつくって議論して、たぶん来年登山届が増えるだろうと思う。しかし、何年かするとだんだんと少なくなる可能性がある。毎年、シーズンの前に広報をしていかないと出す人は出ず、気軽に登る人が出していない。

是非、シーズン前など啓蒙活動をもっともっと行っていくべき。登山者の安全につながるということをもっと知らせないと登山届を知らない人もいる。こうした啓蒙活動も広めていかなければならない。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

火山にかかわらず、条例化された北アルプスについて事前の届出をPRしていく。今回は登山届の提出の必要性については、一般の方でもかなりの方が認識されたのではないかなと思う。意識が変わってきたなという感じがするが、さらなるPRが必要。

本日、朝日大学の野先生が急遽、欠席されたが、文書でコメントを預かっているのでポイントを掻い摘んで紹介させていただく。

まず、早急な対応が求められている現時点では、条例の一部を改正することにより、活火山に対しても義務化の対象とすることが妥当であると思われる。必要であるというご意見。

4つの活火山が常時観測火山であるが、対策が急務であることに鑑み、検討会議においても、御嶽山と焼岳に限定して対策をとることが急務である。2つをとりあえず検討することが妥当である。

その上で、両山とも噴火警戒レベル3であるエリアを義務化し、噴火警戒レベル2のエリアに過料を科すことの有無も検討すべき。さらに過料には賛否あるが、救助の時間短縮のためには検討することに充分意味がある。過料を科すことには問題があるものの、生命を守るためには、過料は運用によって一律に科すのではなく柔軟に適用していく。義務化をすることによって、パトロール従事者も条例を根拠に届出の有無を確認しやすくなるという利点も考えられる。

一方、乗鞍岳及び白山については、危険性が否定されるものではなく、引き続き議論することが必要。

なお、観光への影響も併せて検討すべきことは言うまでもないが、人命優先、日本で最も安全に登山できる県であることを徹底してPRできれば、風評被害を避けつつ、人命等の安全確保をすることは不可能なことではない。

といったご意見である。

今のところ、人命尊重の観点から設定やむなしという意見がいくつか出ているがいかか。

(橋本委員・岐阜県消防協会長)

今回の噴火を考えると、大野先生の手紙にもあったとおり、活火山において対策が急務である中、登山届の義務化については、なかなか良いことだと考えている。

消防協会は災害に対しては専門家では無いが、登山者を含め、国民の安全安心のために捜索救助等に努めていくため、今後とも皆様のご協力をよろしくお願いしたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

ありがとうございました。

(田口委員・御嶽山山岳遭難防止対策協議会事務局)

当日、下呂市としては、主に長野県の方を救出しバスで搬送した。その後、五の池小屋に25名が泊まっているということだったが、新たに二の池小屋から1名が加わり、翌日、山岳救助隊、県警の救助により26名が下山された。

色々な問い合わせがあったが、登山届がないということで、実際に山にあがっているか全くわからない状況で、問い合わせがあっても対応できなかった。登山届があれば少なくとも問い合わせにお答えができたのではないかとつくづく考えている。登山届出というものの仕組みをできるところからつくっていただければと思う。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

実際に搜索された遭対協の方の現場の声でした。

御嶽山は、比較的優しい山でございまして、ほとんど登山届は出されていないのではな
いかと思う。しっかりとした義務化によって認識を変えていただく必要があるかと思う。

(丸山委員・郡上市総務課長)

白山は、石徹白というところから登山道がある。白山については、白山火山防災対策協
議会が一昨年に立ち上がり、噴火シミュレーションの素案までできている。国交省の想定
では火砕流が50万m³であるが、今回の災害を受けて、さらに拡大したレベルで検討し直
すという作業をしているところ。

入山者全員に義務付けるのであれば別だが、郡上市からはすべて白山を目指すのではな
い。相当の距離がある。一定のエリア設定をするというのであれば、それ(ハザードマッ
プ)をもって条例化していくのではないかと理解している。スピードアップをしていただ
いて、白山が次の条例の対象になることを望んでいる。条例化は基本的には必要と考
えている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

白山は追って入山の義務化を検討していくということになろうかと思う。石徹白から先
週白山に登ったが、非常に立派な登山口で、しっかりとした登山届ポストがあり、皆
さん登山届を出されているように思う。義務化によってどんどん出されるのではない
かと思う。

他の方でいかがでしょうか。

(熊崎委員・飛騨小坂観光協会会長)

小坂の濁河の登山口に登山届の用紙が置いてあるが、届出がそれだけではないので
はないかと思う。6月15日に山開きがあつて、その度に登山届を出していただくよう
にお願いをしているが、徹底されていないのが現状。条例化によって罰則化は問題も
あるかもしれないが、いいことではないかと思う。今回の災害を活かしていければと
思う。

ただ、観光業としては、噴火警戒レベル(チラシ)を見た場合、一般の方がこれを見て、
焼岳の2km圏内にも温泉地があり、このまわりも温泉地がある。これをそのまま出してい
いのか心配。たまたま御嶽山は4kmで、近くには温泉地がないため、まだいいのかと思
うが、せめて警戒レベル2kmでやっていただければ見目が全然違う。なぜ4km、2kmな
のか、素人は考えていない。この地図では敬遠されて、観光では相当なマイナスイメ
ージを危惧するところがある。観光に携わる者として言っておきたい。別の方法に代
えていただければいいかなと思う。

(事務局)

噴火警戒レベル(チラシ)をそのまま出すことはない。あくまでも参考にして危険エリ

アを県として条例に落とし込むこととなり、何 km という表現になる。普通の地図にエリアをシンプルに落とし込む。その点ご理解をいただければと思う。

(沼津委員・高山市丹生川支所長)

乗鞍岳がエリアにある。岐阜県内に火山がいくつかあるが、乗鞍岳だけ特殊なところであって、標高2,700mまで観光バスで行ける。マイカー規制をしている。その中で、全員に届出を出してもらえるかという点、現状すんなりとはいかない。今後どうしていくか課題。例えば、定期バスの場合、申請するときに届出をセットで出すとか。そのようにより明確化していったらどうか。

(事務局)

おっしゃるとおり検討していく。ちなみに北アルプスの新穂高ロープウェイについては、登山というよりも観光という面が強い。このため、ロープウェイの終着駅周辺は義務化の対象エリアから外している。乗鞍岳の場合も、追加をする際には、地元の方々や関係市などと議論をして詰めていくことを考えている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

白山、乗鞍岳については追って検討されるということ。

予定時間が迫ってきた。ご意見ありがとうございました。示された素案について、概ね、これでいいのではないかとということでのご発言だったやに承知している。ご意見をお聞きしたということで、ここで事務局にお返ししてよろしいか。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございました。登山届の重要性をさらに再認識した。

事務局から資料をお配りする。条例(案)の骨子を配付させていただいた。

本日はご意見をいただいたが、反対意見はなく、概ね良いのではないかとのお言葉をいただいた。お配りした資料のとおりとしてパブリックコメントを11月5日(水)から開始したい。その上で、条例(案)を12月県議会に上程する方向で進めさせていただく。

次回開催は11月26日(水)とし、条例(案)をお示ししたいと考えている。

以上をもって終了する。ありがとうございました。

以上